

高知地方最低賃金審議会 議事録

高知労働局

第53期 第6回

開催年月日 令和3年9月29日(水)

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	高知県一般貨物自動車運送業最低賃金改正決定の必要性に関する特別小委員会報告等について
公益代表	3名		
労働者代表	5名	2	高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金改正決定の必要性に関する特別小委員会報告等について
使用者代表	5名	3	その他

次回本審開催予定日 令和4年3月予定

[開会] 午後2時32分

会長 ただ今から第6回高知地方最低賃金審議会を開催します。

本日の議事に入る前に、8月24日に開催しました第5回の本審の議事要旨が、お手元の資料の2ページに資料2としてありますので、ご確認いただきたいと思います。こちらについて、何かご意見や補足することはございませんでしょうか。

意見なし

会長 それでは、この議事要旨を了承いただいたものといたします。  
では、議事に入らせていただきます。

[一般貨物特別小委員会報告]

会長 一つ目ですが、高知県一般貨物自動車運送業最低賃金については、8月24日開催の第5回本審において、局長から改正決定の必要性の有無について諮問を受け、その取扱いについて特別小委員会を設置して、審議をいただいたところです。それでは、特別小委員会の審議内容について、座長の大井委員から報告をお願いします。

大井委員 9月10日に開催しました特別小委員会におきまして、高知県一般貨物自動

車運送業最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議を行いました。労使双方の主張に隔たりがあり、合意を得るには至りませんでした。ただ今から、会長に報告書を提出し、その後、特別小委員会における労使双方の主な主張内容などを報告させていただきます。

座長から会長に報告書を手交

大井委員       では、報告書の朗読を事務局をお願いします。

事務局   「報告書」朗読

大井委員       ありがとうございます。

では、特別小委員会における審議の内容について報告させていただきます。特別小委員会では、使用者側推薦により、一般社団法人高知県トラック協会の西村専務理事ほか2名にご出席いただき、意見聴取を行いました。参考人からの意見聴取後、改正決定の必要性の有無について審議を行いました。労使の主張は、本日の会議資料、4ページ目の資料3のとおりです。資料3の使用者側の主張と労働者側の主張を今から読み上げます。

3 ～ の使用者側の主張と4 ～ の労働者側の主張 読み上げ

大井委員       このように、労使相反する主張でありまして、使用者側の「最低賃金改正の必要性はない」との主張は固く、労働者側の大変な状況、使用者側からも過当競争で大変だという主張もありましたけれども、合意を得るまでには至りませんでした。以上のとおり、ご報告をいたします。

会 長       大井座長から9月10日に開催された高知県一般貨物自動車運送業最低賃金特別小委員会の審議結果につきまして、ご報告をいただきましたが、この報告について、ご質問、ご意見など、ございますでしょうか。

意見なし

[ 答申 ]

会 長       それでは、高知地方最低賃金審議会といたしましては、高知県一般貨物自動車運送業最低賃金の改正については、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった旨「答申」したいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なし

会 長            それでは、その旨答申します。  
                  答申案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

事務局 答申案配付

会 長            それでは、事務局のほうで朗読をお願いします。

事務局 答申案朗読

会 長            ただ今、朗読していただきました答申案について、何かご意見はございますか。

意見なし

会 長            では、この内容で答申をいたします。  
                  答申文がここにありますので、局長へお渡しをして、そのあと局長にご挨拶をお願いしたいと存じます。

答申文手交

局 長            ただ今、答申をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。  
                  令和3年8月24日付、高知県一般貨物自動車運送業最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問に関しまして、全会一致に至らず、必要性有りとの結論には達し得なかったということでございます。本審議会委員の皆様方、とりわけ特別小委員会の委員の皆様方におかれましては、参考人を招聘していただいたの熱心なご議論をいただいたという風に聞いております。誠にありがとうございます。簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

[ 電子部品等特別小委員会報告 ]

会 長            それでは議事の二つ目です。  
                  高知県電子部品等最低賃金については、8月24日開催の第5回本審において、局長から、改正決定の必要性の有無について諮問を受けて、その取扱いについて特別小委員会を設置し、審議をいただいたところです。それでは、特別小委員会の審議内容について、座長の西森委員から報告をお願いします。

西森委員 ご報告いたします。

9月10日に開催されました特別小委員会において、高知県電子部品等製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議が行われましたが、労使双方の主張に隔たりがあり、合意を得るには至りませんでした。ただ今から、会長に報告書を提出し、そのあとで特別小委員会における労使双方の主な主張内容などを報告させていただきます。

座長から会長に報告書を手交

西森委員 では、報告書の朗読を事務局をお願いいたします。

事務局 「報告書」朗読

西森委員 ありがとうございます。

では、特別小委員会における審議の内容について、私から報告をさせていただきます。7ページの3項で、まず、高知県電子部品等製造業最低賃金改正の必要性の有無に関する使用者側のご主張について読み上げをさせていただきます。

会議資料7ページ 資料4の3 ~ の使用者側の主張 読み上げ

西森委員 他方で、労働者側の主張について読み上げをさせていただきます。

会議資料7ページ 資料4の4 ~ の労働者側の主張 読み上げ

西森委員 以上のような基本的な主張に基づいて議論がなされておりました。

しかしながら、この労使の主張には隔たりがあり、結果的に合意を得るまでには至らなかったというところでございます。

すみません、ちょっと2点ございまして、まず1点目ですが、使用者側のほうで言及されました電子特定最賃の廃止についてでございますけれども、これについてはただちにということではなく、慎重に議論が重ねられるべきであるとのご見解が示されておりました。あともう1点ありまして、8ページ目の上から2行目の申し合わせがあったというようなことで、基本的なご主張では最初申し合わせがあったという前提でお話しされていたんですけど、そのあと議事録を確認したら、申し合わせというかたちにはなっていなかったということが確認されたので、これについては使用者側としても撤回をさ

れたという認識をしております。よって、8ページ目の上から2行目のところで、「落ち込んだ状況となっている。」と。「以上のような状況から」といって、「昨年から」「申し合わせどおり」までを削除して、「状況から、電子特定最賃は現状据え置くようにすべきである」というかたちに審議概要自体も訂正すべきであると、私はそういう風に思いました。ということで、先ほど申しました廃止については今後慎重な検討を重ねるということをお言いたしまして、私からの報告とさせていただきます。以上です。

会 長 9月10日に開催された高知県電子部品等製造業最低賃金特別小委員会の審議結果について、西森座長から報告をいただきました。今の申し合わせについての修正点については、公表する審議概要はそのように修正するということがよろしいですか。

異議なし

会 長 そのほか、ご質問、ご意見等ございませんか。

意見なし

[答申]

会 長 それでは、高知地方最低賃金審議会といたしましては、高知県電子部品等製造業最低賃金の改正については、全会一致に至らず、必要性有りと結論に達し得なかった旨「答申」したいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なし

会 長 それでは、答申案を配付いたしますのでしばらくお待ちください。

事務局 答申案配付

会 長 それでは、事務局のほうで朗読をお願いします。

事務局 答申案朗読

会 長 ただ今、朗読していただきました答申案について、何かご意見はございますか。

## 意見なし

会 長           では、了承いただいたので、事務局は答申文の準備をお願いいたします。

会 長           それでは、私から局長へ答申文をお渡ししたいと思います。  
                  その後、局長からご挨拶をいただきたいと思います。

## 答申文手交

局 長           ただ今、答申をいただきましたので、ご挨拶を申し上げます。

                  令和3年8月24日付、高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問に関しまして、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったということでの答申を賜りました。本審議会委員の皆様方、とりわけ特別小委員会の委員の皆様方におかれましては、参考人を招聘していただいたの熱心なご審議をいただいたということでございます。誠にありがとうございました。私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

## [ 次回会議の公開 ]

会 長           ありがとうございました。

                  次に次回審議会の公開に移りたいと思います。

                  次回審議会は、例年年度末の3月に開催しています。これは令和4年度における特定最賃改正の意向確認が主な議題となりますので、特に非公開とする理由はありません。これまでどおり、公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

## 異議なし

会 長           異議がありませんので、年度末の3月に開催予定の本審については公開いたします。本日の議事について、何かがご質問等なければ、これで本日の審議は終了とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

## 異議なし

会 長           それでは、最後に私から一言申し上げます。

                  今年もご多忙の中、最低賃金に関する事項の決定のために円滑な審議を行

っていただきまして、どうもありがとうございました。今年は地賃について一律大幅な引き上げの目安が示されるなどしまして、審議については非常に厳しかったものと推察いたします。皆様のおかげで、今年最後の本審にたどり着くことができました。ありがとうございます。そして、来年どういう状況になるかもわかりませんが、少なくともコロナに振り回されることのない社会になることをお祈りいたしまして、御礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

[閉会] 午後3時12分